

# 平成25年度「建設業経営効率化」に向けた旭川建設管理部の取り組み

## ■ 平成25年度の取り組み方針

- これまでの取り組みの成果を踏まえ、効率的な内容となるよう、建設部との連携・調整の強化
- 監督員一人一人の取り組みに対する認識を更に深め、経営効率化に資する実効性の確保を目指す

### I 建設現場の効率化

提 言	施策と取り組み内容	平成24年度の取り組み
(1)発注前事前準備の総合的管理機能づくり	トータルマネジメント委員会設置(H18.4) ◆関係機関等との協議状況や用地交渉の処理状況を工事発注前に総合的に進行管理	○トータルマネージャー運用方針の履行を徹底 ・事前準備に必要な関係機関等との協議状況等の把握の徹底
	◆工事チェックリストの改善(H24.3)	・工事チェックリストの活用の徹底
<b>【平成24年度のトータルマネージャーの運用状況】</b> ○総件数 348件の内、トータルマネジメント審議案件 21件 ・平成24年度の取組結果について 中止、工事延期等 8件		
(2)設計変更の迅速化	設計変更の迅速化に向けた取組み	「設計図書等作成要領（通称：設計変更の手引き）」の周知の継続
	◆施行協議簿提出箱の設置	施行協議簿提出箱の設置 事業課・全出張所に設置済み
(3)繰越制度の弾力的運用	繰越制度の有効活用 ◆繰越事務円滑化連絡会の設置（財務局・建設部）	○個別協議における冬期の特殊性について、引き続き国に働きかけるよう建設部に要望（財務局の個別協議における理解）
<b>■繰越状況（災害等を除く）</b> H24年度 道路事業関係8件、治水事業関係1件 計9件		
(4)適正な設計照査の仕組みづくり	正な設計照査の仕組みづくり ◆施工者が行う設計図書と工事現場との照査の範囲を明確にするため「ガイドライン」を作成・活用	照査業務と照査の範囲について周知・徹底
(5)工事発注者への相談等に対応するシステムづくり	建設ホットラインの設置 ◆道発注工事についての相談・苦情等に対する窓口の一元化	・道工事に対する相談窓口（引き続き土木事業相談所機能を準用） 所管課：入札契約課

提 言	施策と取り組み内容	平成24年度の取り組み
(6) 研修の充実強化 (所管課： 地域調整課)	権利義務に関する 研修の実施 ◆発注者、受注者間の対等な契約関係を築くため、監督員と現場代理人を対象に契約約款上の権利義務などに関する研修の実施 ◆出張所等の技術職員を対象に実務研修や現場代理人等との意見交換などを実施	継続的取り組みとして一層の充実を図る ・監督員と現場代理人等との各種意見交換会を継続開催 ・技術職員研修の継続開催 ・短期企業派遣研修の継続
<p>■平成24年度の意見交換会等の開催状況</p> <p>◆監督員と現場代理人との意見交換会を出張所等毎に開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土別出張所 H24.10.24 開催(53人)</li> <li>・事業課 H24. 11.1 開催(79人)</li> <li>・富良野出張所 H24.11.28 開催(80人)</li> <li>・美深出張所 H25.2.20 開催(43人)</li> </ul> <p>◆上川舗装安全協議会との意見交換会：H24.10.11 開催(19名)</p> <p>◆旭川建設業協会(土木委員会)との意見交換会(経営効率化推進協議会・幹事会) H24.12.21(23人)</p> <p>◆上川調査設計協会との意見交換会 H24. 7.12 H24.12. 6</p> <p>◆上川調査設計協会との技術交流会 H25.3.15</p> <p>◆独自の研修の実施など(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術職員研修 H24.7.11 開催(81名)</li> <li>○短期企業派遣研修</li> </ul> <p>H20：4名派遣、H21：4名派遣、H22：1名派遣、H24：1名派遣</p>		
(7) 三者検討会の本格実施	三者検討会の本格実施 ◆発注直後に発注者、施工者、設計者による施工条件などの確認を行う三者検討会の本格実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者が発注可能な工事は、全て対応</li> <li>・請負者、設計者に対して積極的にPR</li> </ul> <p>・7千万円以上は原則対象</p>
<p>◆三者検討会の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度 48件(内請負者申出：0件 設計者申出：0件)</li> </ul>		
(8) 工事施工成績の透明化・公化のシステムづくり	事施工成績の透明化・公正化のシステムづくり ◆施工者に対し、工事着工前に施工成績評定の要点をわかりやすく説明 ◆定期的に監督員、検査員を対象に評価技術を一層向上させるために研修を実施	成績評定の受注者自己評定の試行継続 ・工事については、一人1工事以上を目標に実施 ・委託については、500万円以上を対象として実施
<p>◆成績評定の受注者自己評定の試行開始：H18年9月28日入札より、試行開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度：工事〔28件(内22件済)〕、委託〔47件(内32件済)〕(H25.4月末現在)</li> </ul>		
(9) 中間前金払制度の積極的な活用	中間前金払制度の周知・徹底 ◆中間前金払制度の活用促進に向け、入札時や契約時に利用促進のリーフレット配布、口頭説明などPRを実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、中間前金払制度の周知を図る</li> </ul>
<p>■活用状況</p> <p>平成22年度： 7件                      平成23年度： 2件</p> <p>平成24年度： 件(調査に時間が必要)</p>		
(10) その他の取り組み	提出資料の記録内容の周知・徹底 ◆施工者が提出する出来形、品質管理等の資料について、適正化のための「ガイドライン」(案)を作成	過度な資料作成の排除と効率的な書類作成の推進 ・引き続き「提出書類のガイドライン」(案)の周知を継続

## II 不良・不適格業者の排除の徹底

提 言	施策と取り組み内容	平成24年度の取り組み
(1)適正な施工体制を確保するためのシステムづくり	施工体制台帳の活用 ◆道発注工事において、不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、元請・下請状況の確認に必要な施工体制台帳の提出対象工事の拡大【200万円以上の請負工事】	・取り組みの継続
	安全パトロール、下請状況等調査の拡充 ◆建設労働者の労働条件等の向上を図るため、「工事安全パトロール」や「建設工下請状況等調査」の実施方法の見直しや調査件数の拡大	・取り組みの継続 ※平成21年7月15日付建情第405号 安全パトロールは、H21年7月16日以降の発注工事の概ね10%を対象とする。
	■H24の実施状況：安全パトロール実施件数:16件 下請状況等調査：33社実施	
(2)工事費内訳書の提出義務化	工事費内訳書の提出義務化 ◆不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、工事を指定し、入札参加者全員から、入札執行時に工事費内訳書の提出を義務化	平成18年4月から各入札毎に実施(1件) H22年度無効業者数：1件 H23年度無効業者数：0件 <b>H24年度無効業者数：0件</b>
(3)民間市場開拓などへの支援	○建設産業の振興のための施策 H10 北海道建設業振興アクションプログラム H14 建設業等のソフトランディング対策 H20 北海道建設産業支援プラン H25 北海道建設産業支援プラン2013 北海道建設業サポートセンターの運用：中小企業診断士や、新たに公認会計士を配置して、指導や助言などの支援を行う 上川総合振興局地域建設業サポートセンター 旭川建設管理部建設指導課 0166-46-5946（電話及び来訪による相談） ※新しいプランは、下記からダウンロード可能 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenjohp/sido/plan13.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenjohp/sido/plan13.htm</a>	

## III 企業表彰制度

取 り 組 み	内 容	備 考
企業表彰制度の充実 ○工事等優秀業者表彰	○施工技術の一層の向上や品質の確保を目的に、毎年実施している工事等優秀業者表彰の表彰者数を拡大	H22 65社(旭土：7社) H23 66社(旭川：7社) <b>H24 (旭川：5社)</b>
○優良現場代理人表彰	○さらに、個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を向上させるため、特に優れた現場技術者を表彰する制度を創設	(選考基準改正) H21年度：6名表彰 H22年度：5名表彰 H23年度：5名表彰 <b>H24年度：7名表彰</b>
○優良管理技術者表彰	○さらに、個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を向上させるため、特に優れた管理技術者を表彰する制度を創設	H22年度：3名表彰 H23年度：3名表彰 <b>H24年度：3名表彰</b>